

重 要 事 項 説 明 書

(短期入所生活介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 昇人会
事業者の所在地	愛知県名古屋市緑区滝ノ水4丁目1812番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	土屋 伸一
電話番号	052-891-2600

2 ご利用施設

施設の名称	ショートステイ さくらの木
施設の所在地	愛知県蒲郡市大塚町南向山25-5
施設長名	中村 武志
電話番号	0533-56-9941
ファクシミリ番号	0533-56-9921

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
施設 特別養護老人ホーム	平成27年3月1日	2393300104	29人
居宅 短期入所生活介護	平成27年5月1日	2373301130	10人

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。
施設運営の方針	1. 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 2. 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、

	<p>要支援者的心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>3.事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
--	--

5 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地	2267.31 m ²
建物 構造	鉄筋コンクリート造 2 階建 (準耐火建築)
延べ床面積	1474.37 m ²
利用定員	10 名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	指定基準
個室	10 室	12.25～13.11 m ²	10.65 m ² 以上

(3) その他主な設備 (特別養護老人ホームと共に)

設備の種類	数	面積	指定基準
共同生活室	4 室	96.85 m ²	20 m ²
一般浴室	4 室	4.11 m ²	
機械浴室	特殊浴槽 1 台		
便所	12 個所		
医務室	1 室		

(

6 職員体制 (主たる職員)

従業者の職種	員 数	区分				保有資格 (※印は特別養護老人ホーム兼務)	
		常勤		非常勤			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
施設長	1		1			介護福祉士 1 名※	
生活相談員	1		1			介護福祉士 1 名※	
介護職員	21		14		17	介護福祉士 8 名※	
看護職員	3		1		2	看護師 2 名※ 准看護師 1 名※	
機能訓練指導員	3		1		2	看護師 2 名※ 准看護師 1 名※	
医師 (嘱託)	1				1	診療科内科・泌尿器科※	
栄養士	1				1	管理栄養士 1 名※	

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	9:00~18:00 (休日はシフト制)
生活相談員	9:00~18:00 (休日はシフト制)
介護職員	早番 7:00~16:00 日勤 9:00~18:00 日勤 10:00~15:00 (パート職員) 遅番 11:00~20:00 夜勤 17:00~9:00
看護職員	9:00~18:00
医師	週1日 (水曜日)、13:00~14:00まで勤務

8 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の2か月前から受け付けております。

9 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容	利用料
食事の介助	<ul style="list-style-type: none">栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食材料費は給付対象外です。)食事はできるだけ離床して食堂でとつていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 8:00~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~	
排せつの介助	<ul style="list-style-type: none">利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。おむつを使用する方に対しては、適時交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。	
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none">週2回の入浴または清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。	

着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回、実施します。 	
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師・介護職員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。 	
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口) 生活相談員 舞田 希与</p>	
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご家族での送迎が困難な方は、施設送迎をいたします。 	

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内容	利用料
居室利用	ユニット型の1人用の居室を、提供します。	1日あたり 2,066円 (負担限度額認定者は除く)
特別な送迎	当施設の事業実施区域外の方は実費を徴収します。	実施地域を超えた地点から 片道5km未満の場合 200円 片道5km以上の場合 300円
食事の提供	栄養士が立てた献立をもとに、栄養バランスのとれたお食事を提供します。	・1日 1,445円 (内訳) 朝食 400円 昼食 400円 夕食 645円
理美容サービス	定期的に出張による理髪サービスをご利用いただけます。	・理髪サービス 実費
教育娯楽費	レクリエーション教材費、おやつ代等の費用	・1日 200円
電気代	希望により電化製品を持ち込まれる場合の費用	50円 (1日当たり、1点につき)

10 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用期間中	実費相当額
利用開始当日	実費相当額

利用開始前日まで	実費相当額
----------	-------

11 苦情等申立先

[相談窓口]

当施設ご利用相談室	窓口担当者 舞田 希与 ご利用時間 每日午前 9 時～午後 18 時 ご利用方法 電話 0533-56-9911 面接 隨時 苦情箱（受付に設置）
-----------	---

[行政機関における苦情受付窓口]

受付機関	受付時間	所在地・連絡先
東三河広域連合 (介護保険課)	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分	〒440-0806 豊橋市八町通2丁目16 0532-26-8471
愛知県国民健康 保険団体連合会	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時	〒461-8532 名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 052-971-4165

12 協力医療機関

医療機関の名称	すみれクリニック
院長名	小久保 公人
所在地	蒲郡市大塚町西島 14-1
電話番号	0533-58-2100
診療科	内科、泌尿器科

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム さくらの木 消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホームさくらの木 消防計画」にのっとり、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。
防災設備 (特別養護老人ホームと共に)	スプリンクラー 非常階段 誘導灯 屋内外消火栓 消火器 自動火災通報装置及びガス漏れ警報器
消防計画等	消防署への届出日：令和6年2月4日 防火管理者：舞田 希与

14 事故発生時・事故防止及び再発防止の対応

(1) この施設は、事故発生時の対応等の指針を整備し、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスの提供を行う。尚、サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(2) この施設は、事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行うものとする。

(3) この施設は、事故の再発を防止するため、事故発生の報告、分析、改善策を職員へ周知徹底し体制を整備するものとする。

15 第三者による評価の実施状況等

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価機関の開示状況	

16 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	9:00～18:00
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず職員に申出て頂き外出・外泊許可願いの提出をお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金等の管理	原則行いません。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

令和____年____月____日

本書面に基づいて上記重要事項の説明を行いました。

ショートステイさくらの木 氏名_____ (印)

令和____年____月____日

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

利用者の家族等 住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 _____